

特命随意契約理由書

1053

件 名	子ども・子育て支援金制度の創設に伴う総合住民サービスシステム改修業務(国民健康保険制度分)
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品、委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、同年4月より運用開始される。これに伴い、医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなったため、これに係るシステム改修を実施する。
選 定 理 由	下記事業者は、総合住民サービスシステムの開発・保守を行っている事業者である。本業務は、現行の総合住民サービスシステム内の保険料徴収システムを改修するものであり、既存のシステムと密接不可分の関係にある。そのため、同一システム開発者以外の事業者が改修を行うと、トラブル発生時の原因究明や修正などの対処が困難になる等、既存の総合住民サービスシステムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 24 日
※ 契約金額	8,673,500 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 保険年金課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1043

件 名	共同親権対応業務（戸籍情報総合システムＡＰＰ適用）
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「民法等の一部を改正する法律」が令和８年４月１日に施行されることに伴い、離婚届出等処理する際に単独親権に加えて共同親権も選択可能にするために必要となる機能を整備するに当たり、戸籍情報総合システムを改修する。
選 定 理 由	当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成１０年８月７日付千地戸発第１７６号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本契約は、既存の戸籍システムの設定変更及び機能追加が目的であり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 公衆・社会営業統括本部 第四営業本部 住 所 東京都品川区大崎１－２－１
※ 契約年月日	令和 ７ 年 12 月 25 日
※ 契約金額	3,707,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1056

件 名	戸籍情報総合システムに係る保守業務（標準準拠システム導入後）
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍情報総合システムを常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選 定 理 由	本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成 10 年 8 月 7 日付千地戸発第 176 号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和 7 年度までの業務成績は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎 1 - 2 - 1
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 26 日
※ 契約金額	11,822,514 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1008

件 名	子ども・子育て支援金制度の創設に伴う総合住民サービスシステム改修業務(後期高齢者医療制度分)
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設される。これに伴い、医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなったため、これに係るシステム改修を実施する。
選 定 理 由	下記事業者は、総合住民サービスシステムの開発・保守を行っている事業者である。本業務は、現行の総合住民サービスシステム内の保険料徴収システムを改修するものであり、既存のシステムと密接不可分の関係にある。そのため、同一システム開発者以外の事業者が改修を行うと、トラブル発生時の原因究明や修正などの対処が困難になる等、既存の総合住民サービスシステムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 / 日
※ 契約金額	2,600,400 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

担 当 課	保健福祉部 保険年金課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	LGWAN 系ファイアウォール証明書更新のための特定通信構築業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、LGWAN 系ファイアウォールからインターネットへの特定通信の構築を目的とする。これまで LGWAN 系ファイアウォールにおける証明書更新はオフライン方式により実施していたが、メーカー仕様の変更に伴い、次回以降はオンライン方式による更新が必須となった。ついては、本業務において、LGWAN 系ファイアウォールとインターネット上の証明書更新用 Web サイトとの接続を行い、オンラインで証明書更新を実施可能な環境を構築する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 全庁LANファイアウォールの設定業務は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にある。そのため、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 4 日
※ 契約金額	4,961,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	無線 LAN 機器の賃貸借業務（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁 LAN 用の無線 LAN システムを構成する機器を賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を 1 年延長する。
選 定 理 由	1. 導入 令和 3 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日までの長期継続契約であり、契約満了に伴う 1 年間の再リースを行う。 2. 賃借期間をさらに 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれているため、再リース契約を締結する。 3. 当該機器は、無線 LAN 統合管理ツールで一括管理をしており、現在流通している新機種では全庁 LAN 環境下での動作保証ができていないため、動作保証済みである当該機器を再リース行う。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT・TC リース株式会社 住所：東京都港区港南 1 丁目 2 番 7 0 号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 8 日
※ 契約金額	2,523,840 円（消費税を含む）
契約期間	令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1057

件 名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務（標準準拠システム導入後）
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選 定 理 由	現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成 10 年 8 月 7 日付千地戸発第 176 号）。戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部 第四営業本部 住 所 東京都品川区大崎一丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 23 日
※ 契約金額	1,882,980 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1057

件 名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務（標準準拠システム導入後）
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選 定 理 由	現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部 第四営業本部 住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 23 日
※ 契約金額	1,882,980 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧区立練成中学校改修工事監理等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品：委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	改修工事監理業務
選 定 理 由	下記業者は、設計等業務の受託者であり、綿密な打合せを積み重ね、設計及び積算を実施しているため、設計等の内容に熟知しており、設計等業務の履行状況も良好であった。 本業務は、設計図書に基づき、工事の適正な履行の確認と品質確保に努めなければならない。したがって、下記業者以外に本工事監理業務を適切に履行できる事業者はいないため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ユナイテッドリバティアーキテクト 住 所 東京都新宿区西早稲田2丁目21番16号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 24 日
※ 契約金額	98,032,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1073

件 名	千代田区制 79 周年記念日表彰式開催に伴う会場借上及び運營業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区制記念日表彰式は、区政に対し特に功労のあった人及び団体を表彰して感謝の意を表するとともに、区政に対する深い理解と一層の協力を期待することを目的として、麹町区と神田区が統合し千代田区となった 3 月 15 日の区制記念日に毎年度開催している（15 日が休日の場合は、直近の平日開催）。千代田区制 79 周年記念日表彰式の開催にあたり、会場の借上げを行う。
選 定 理 由	本事業を実施するためには、予算の範囲内で下記条件を満たす施設が必要である。 ① 表彰者が来場するため、着席で 150 名以上を収容できる会場を提供できること。 ② 上階にある会場への動線としてエスカレーターがあること。 ③ 表彰者の車両及び公用車等一定数の駐車場・駐車スペースを確保できること。 ④ 令和 8 年 3 月 13 日（金）に開催可能であること。 ⑤ 会場と同じ階に、控え室等に使用する部屋を、4 つ確保できること。 全ての条件を満たす区内施設を用意できる事業者は下記業者のみであった。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 ： 株式会社インフィールド 所 在 地 ： 千代田区神田駿河台 4-2-5
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 / 日
※ 契約金額	1,428,988 円
契約期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日
担 当 課	政策経営部総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	令和7年度新年交歓会の実施に伴う運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新年交歓会は、新年の年頭にあたり、地域の公共的団体の役員等が一堂に会し、相互に親睦を深め、かつ連帯感を向上することにより、今後の区政伸展効果を得ることを目的として毎年実施している。令和7年度は、令和8年1月7日（水）に実施する。
選 定 理 由	本事業を実施するためには、下記条件を満たす施設が必要である。 ① 立食形式で700名以上を収容できる会場を提供できること。 ② 会場と同階にクロークがあること。 ③ 会場への動線がバリアフリーであること。 ④ 会場と同建物内に駐車場があること。 ⑤ 会場と同じ階に、控え室を4つ確保できること。 ⑥ 令和8年1月7日（水）に開催可能であること。 全ての条件を満たす区内施設は下記業者のみであったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ニュー・オータニ 住 所 千代田区紀尾井町4-1
※ 契約年月日	令和7年 12月 1 日
※ 契約金額	8,858,245 円 (消費税を含む) ※総額第4 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年1月7日まで
担 当 課	政策経営部 総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	本庁舎 6 階レイアウト変更に伴うネットワーク機器移設業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本庁舎 6 階レイアウト変更により、該当フロアで使用する全庁 LAN 接続機器の配置を変更する。変更後のレイアウト位置で全庁 LAN 接続機器が使用できるようネットワークのケーブル配線及び機器の設置位置の変更業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 本件は、本庁舎におけるレイアウト変更に伴い、既存のネットワーク機器を移設し、全庁 LAN システムが正常に稼働するように設定の変更を行うものである。 このため、既存の全庁 LAN ネットワークシステムと密接不可分なものであり、この業務を既存システムの開発・運用事業者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 9 日
※ 契約金額	4,488,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区千代田清掃事務所三崎町中継所污水处理施設補修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	污水处理施設は、ゴミ輸送船舶中継プラント設備からごみ収集時に排出される汚水を分離、分解、沈殿、脱水し、汚泥または下水へと処理する施設である。本業務はこの污水处理施設の性能維持のため、高分子凝集剤貯槽の攪拌機やポンプ取替等を行うものである。
選 定 理 由	当該污水处理施設は、下記業者により三崎町中継所のゴミ中継システムに合わせて設計、施工されたものであり、その後の保守も行っている。 補修に当たって、現場の状況等に精通した者に実施させる必要があり、既設の設備と密接不可分の関係にあつて、同一業者以外の者に実施させた場合、当該設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の補修業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 株式会社 エス・エル 東京支店 所 在 地 東京都中央区日本橋馬喰町2丁目1番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 25 日
※ 契約金額	1,904,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1085

件 名	戸籍法改正に伴う職権記載機能の追加対応業務（第4号施行対応）
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	第3号施行日(令和7年5月26日)から1年を経過した日までに振り仮名の届出が実施されなかった戸籍に対し、市区町村長が仮の振り仮名に基づき、氏名の振り仮名の記録を行うための、戸籍情報システムの改修を行う。
選 定 理 由	区の戸籍システムは、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。 本件業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 25 日
※ 契約金額	3,538,700 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1091

件 名	千代田区町会支援プログラム事業実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地域コミュニティの中心的な役割を担っている町会は、町会役員の高齢化、加入率の減少、活動の担い手不足等の課題が深刻化している。 これらの課題の解決に向けて、町会から困りごとなどを聴き取り、課題を可視化・分析し、コンサルティングや各分野の専門家等による複数のメニューを組み合わせたプログラム型の伴走支援を実施することで、町会活動の活性化及び町会運営の持続可能性を高める。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度（令和7年度開始） （令和7年12月16日付決裁 7千地コ総発第405号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ダイナックス都市環境研究所 代表取締役 佐久間 信一 住 所 東京都港区西新橋三丁目15番12号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 25 日
※ 契約金額	304,7000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年 3月 31日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	認証用仮想サーバー構築業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、マニュアル作成ツールを使用する認証用仮想サーバー1台の構築を行うものである。 現在、業務の効率化を図ることを目的としてマニュアル作成ツールを利用するにあたり認証用サーバーの構築が必要となっている。しかし、既存の仮想サーバー数が不足しているため、認証環境を整備するには新たに仮想サーバーを1台構築する必要がある。ついては、この認証用サーバー構築に必要な環境を整えることを目的として業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANネットワークを構築した事業者である。 本業務は、全庁 LAN 環境での認証用仮想サーバー構築が必要であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 住所：東京都港区西新橋3-22-8
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 25 日
※ 契約金額	2,244,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ふるさと納税ポータルサイト「一休.com ふるさと納税」及び「Yahoo!トラベル ふるさと納税」の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理、寄附の受入れ等
選 定 理 由	ふるさと納税ポータルサイトの「一休.com ふるさと納税」及び「Yahoo!トラベル ふるさと納税」は、他のポータルサイトと比較して掲載自治体数が多く認知度が高いことから、広く寄附を募ることが可能であるため、上記サイトを利用する。 「一休.com ふるさと納税」及び「Yahoo!トラベル ふるさと納税」は、株式会社一休が運営及び連携するサイトであり、その他の事業者が受託することはできない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社一休 住 所 東京都千代田区紀尾井町1番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 12 月 / 日
※ 契約金額	60,000,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年12月 / 日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

975

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（12月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事物 品：物品・委託、その他（売却）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 12 月 / 日
※契約金額	2,703,250 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和7年12月1日～令和7年12月31日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。